

富労発雇均 0618 第 5 号
令和元年 6 月 18 日

各 位

富山労働局長



夏季における年次有給休暇の取得促進について

労働行政の運営につきまして、平素より格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、全国の年次有給休暇取得率につきましては、3年連続で上昇し、平成29年には51.1%となり、18年ぶりに5割を超えたところです。しかしながら、本県の年次有給休暇取得率は、概ね40%台前半で推移し、近年は2年連続で下がっており、平成29年には41.8%となりました。

年次有給休暇の取得促進については、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）において「企業における労使一体での年次有給休暇の取得向上」が掲げられるとともに、「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成28年3月30日閣議決定）においても、「観光先進国」に向けて、働き方・休み方改革を推進し、年次有給休暇の取得を一層促進させることとされています。

これらを踏まえ、厚生労働省では、年次有給休暇取得促進期間（10月）に加え、年次有給休暇を取得しやすい時季を捉えその環境整備を進めており、夏季における社会的な機運の醸成を図るため、ポスター及びリーフレットを活用した広報等を行うこととしております。

つきましては、この趣旨を御理解いただき、周知用ポスター及びリーフレットを別添のとおり送付いたしますので、会員企業への周知、広報誌への掲載等に御活用いただきたくお願い申し上げます。

なお、本件に係る周知・広報にあたっては別添広報文例をぜひ御活用いただきますよう併せてお願い申し上げます。

(担当)

富山労働局雇用環境・均等室

助成金係 中 田

電話：076-432-2740

働き方改革のすすめ

～長時間労働の削減、年次有給休暇の取得促進に取り組みましょう！！～

長時間労働の削減や年次有給休暇の取得を促進することは、企業にとっても仕事の効率化、労働者のモチベーション向上につながり自社の発展につながるものです。

人材を確保するためにも「働き方改革」により魅力ある職場をつくりましょう！

富山労働局は、働き方改革に取り組む皆様を支援します。

富山県の

年間総実労働時間は、

1784時間

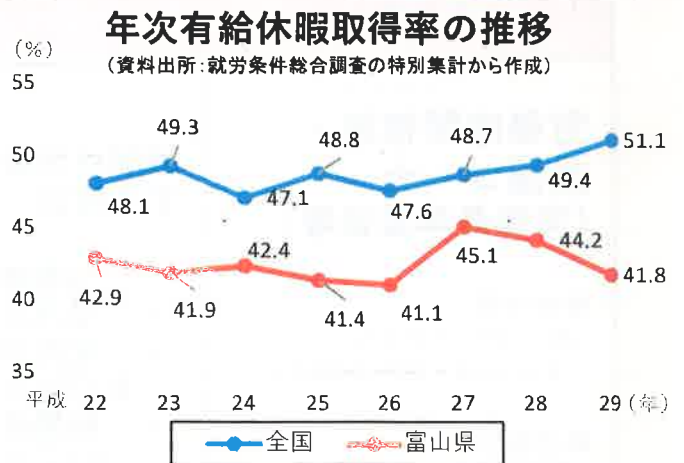
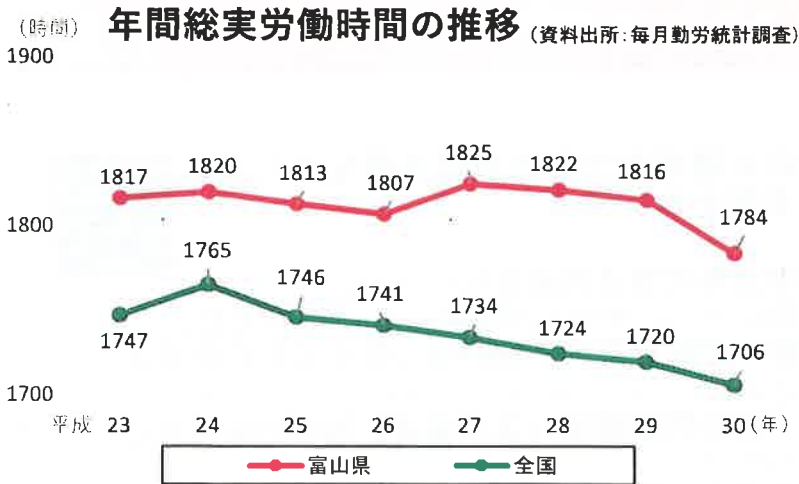
全国より78時間長い

年次有給休暇取得率は、

41.8%

全国ワースト13位





・ 富山県の労働者一人当たりの年間総実労働時間は、平成30年で1,784時間と全国平均より78時間長くなっています。

・ 富山県の年次有給休暇の取得率は、概ね40%前半で推移し、近年、全国は3年連続で上がっているものの、富山県は2年連続で下がっています。

働き方改革関連法 (2019.4.1から順次施行) はご存知ですか？
法に沿って対応すべき事項について、点検してみましょう

- 年次有給休暇は、毎年5日確実に取得されている。
- 時間外労働は、原則月45時間、年360時間以内である。
- 時間外労働を行う場合は、36協定を締結し、労働基準監督署に届け出ている。
- 各労働者の労働時間や年次有給休暇取得・残日数を把握している。
- 基本給や賞与、手当などあらゆる待遇について、正社員と非正規社員の間不合理な待遇差がない。

チェックがつかない項目については、取り組みが必要です。いろいろなサポートがありますので、詳しくはウラ面へ。

「働き方改革関連法」については特設サイトへ
www.mhlw.go.jp/hatarakikata/

働き方改革 厚労省 検索